

(7) 安全・安心の都市づくり

安全安心

- いのちの安心や移動の安心が得られ、災害に強い都市づくりに関する方針を示します。

《基本的な方向性》

- 安心して住み続けられるよう、医療・福祉サービスへのアクセスの確保や人にやさしい都市づくりを進めます。
- 自然災害や火災に強い都市づくりを進めます。

医療・福祉施設へのアクセス

医療・福祉施設へのアクセス性の向上

- 緊急医療を支え、いのちを守る道路として、主要な病院へアクセスする道路の整備を図ります。
- 公共交通の維持と充実を図り、安心して医療・福祉サービスが受けられるよう努めます。

円滑な移動の確保

人にやさしい都市づくり

- 安全で快適な暮らしを確保するため、道路や公園などの不特定多数の利用者が想定される施設などは、高齢者や障がい者の視点や意見を取り入れながら誰もが使いやすいデザインによる整備を進めます。また歩行者の安全確保のため、歩道幅員の確保や段差の解消などに努めます。

水害・土砂災害対策

水害に強い都市づくり

- 土石流危険区域や急傾斜地崩壊危険箇所などでは、災害防止の観点から市街化の抑制を図るとともに、防災対策の推進に努めます。
- 水害防止のため、北上川をはじめとする河川の築堤や改修を促進します。

- 災害時などに住民が正しい知識と判断を持って行動できるよう、防災意識の啓発に努めます。
- 学校校舎などの公共公益施設の耐震化を進めます。
- 多くの人が利用する民間建築物や木造住宅の耐震化を促進します。

- 防災面に配慮した土地利用を推進し、災害危険箇所のハザードマップを活用し、防災対策に努めます。
- 災害による電力、ガス、上下水道、電気通信などのライフライン施設の被害を防止または軽減するため、施設・設備の整備・点検に必要な措置を講じます。
- 都市公園や緑地の防災空間としての機能を高めるとともに、道の駅は、災害時における物資の中継地や、救援・支援活動の基地としての活用を検討します。